

平成二十六年十月一日付け広島県報（号外）第七十三号に登載の広島県規則第五十七号（次代の社会を担う子ども）の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）の一部を次のように訂正する。

健康福祉局こども家庭課長

ページ	行	誤	正
一	一九	附則第六条第一項	附則第六条第一項」に、「第十五条」を「第十五条（第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）」
一一	九	同様式注4	同様式注3
一二	一	同様式注4	同様式注3
一三	七	同様式注4	同様式注3
一三	一一	同様式注4	同様式注3